

吉川市子ども・子育て支援事業計画（第2期）骨子案

第1章 計画の概要

本市は、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づき、国が定めた基本指針に即して、かつ、次世代育成支援対策推進法（令和7年まで延長）に基づく計画を一体化した計画「吉川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育やニーズに応じた子育て支援事業等を計画的に実施しています。

この計画が令和元年度末をもって終了することから、平成30年度に子育て支援に関するニーズ調査を実施し、市の現状と課題を分析・整理し、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5年間の計画期間とした計画を策定します。

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき策定される計画であるとともに、吉川市における最上位計画である「第5次吉川市総合振興計画」の将来都市像である「人とまちが輝く快適都市 よしかわ」を具体的に実現する計画として位置づけます。

また、この計画については、次に掲げる計画と整合性を図りながら策定します。

- ・吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・吉川市地域福祉計画
- ・吉川市子どもの貧困対策推進計画
- ・第4次吉川市障がい者計画
- ・第2次吉川市健康増進計画
- ・第3次吉川市男女共同参画基本計画

(2) 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定する審議会（吉川市児童福祉審議会）を中心とした審議や平成30年12月に実施した子ども・子育てに関するニーズ調査を踏まえて策定します。

(3) 計画の期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5年間

2015年度 (17年度)	2016年度 (18年度)	2017年度 (19年度)	2018年度 (20年度)	2019年度 (21年度)	2020年度 (22年度)	2021年度 (23年度)	2022年度 (24年度)	2023年度 (25年度)	2024年度 (26年度)
現行計画（2015～2019）					第2期計画（2020～2024）				

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

- (1) 人口及び世帯数等の推移（人口、出生数、教育・保育施設の利用状況等）
- (2) ニーズ調査結果の概要
- (3) 第1期計画の進捗・評価

第3章 計画の基本的な考え方

本市の第1期計画における基本理念については、次のとおり定めています。

子育てに対する不安や 孤立感を減らすために	安心して妊娠・出産・ 育児ができるために	まちを生かした豊かな遊びと 学びの環境を整えるために
急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指します。	子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児のできる総合的な支援体制の充実を目指します。	家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域、行政が交互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子ども達が、心身ともにたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域とともに子どもを育むまちづくりを目指します。

第4章 施策の展開

1 子ども・子育て支援施策の取組（子ども・子育て支援法）

幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、各事業の量の見込みおよび確保方策を設定します。

(1) 教育・保育提供区域の検討

教育・保育の提供区域について、第1期計画では市を中学校区に分割していました。新制度がスタートし、計画を進めていく中で、教育・保育サービスの利用状況が区域に限られたものではないため、市の実態に合わせ、区域を3つから1つの区域にまとめることを検討します。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育（子どもための教育・保育給付）について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

【事業の内容】

- ① 地域子育て支援拠点事業
- ② 一時預かり事業
- ③ 延長保育事業
- ④ 病児・病後児保育事業・緊急対応事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
- ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 妊産婦健診事業
- ⑩ 養育支援訪問事業
- ⑪ 利用者支援事業

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(5) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

(6) 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

- ・障がい児などの特別な支援を必要とする子どもについての連携
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・児童虐待防止のための関係機関との連携

(7) 職業生活と家庭生活との両立

2 その他の子ども・子育て支援に関する取組

- ① 孤立しがちな親に対する支援
- ② 働く親への支援
- ③ 母親に対する支援
- ④ 障がい児や発達障害を抱えた子どもやその保護者に対する支援
- ⑤ 子どもの養育に対する支援
- ⑥ 子どもの未来をつなぐ支援（子どもの貧困対策推進計画）
- ⑦ 経済的な支援
- ⑧ 子どもの安全のための支援
- ⑨ 地域が中心となった子育て支援

第5章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、広範な分野にまたがる子ども・子育て支援の施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開すると共に、必要に応じて「吉川市児童福祉審議会」の意見を反映させ、地域における関係者等との協力を得ながら、子ども・子育て支援の環境向上に努めます。

(2) 計画の点検・評価

本計画の推進に当たり、各年度の計画の達成状況について「吉川市児童福祉審議会」において点検及び評価を実施します。また、点検及び評価の結果については、市ホームページや「広報よしかわ」により市民に公開し周知を図ります。